

別添 1

みやま市介護予防・日常生活支援総合事業業務仕様書

1 目的

この事業は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 の規定及び、地域支援事業実施要綱（厚生労働省老健局平成 18 年 6 月 9 日老発第 0609001 号）に定める介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス・活動 C 事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業）を行うことにより、高齢者が要介護状態又は要支援状態に陥ることを予防するとともに、介護予防に効果的な生活習慣を身につけることを目的とする。

2 業務名

みやま市介護予防・日常生活支援総合事業業務

3 業務の事業分類

- ①みやま市通所型サービス・活動 C 事業
- ②みやま市介護予防普及啓発事業
- ③みやま市地域介護予防活動支援事業

4 委託期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

5 対象者

- ①通所型サービス・活動 C 事業……………要支援の認定を受けている者、または基本チェックリスト該当者
- ②介護予防普及啓発事業……………①のケアプランが完了した方
- ③地域介護予防活動支援事業……………概ね 65 歳以上の市民

6 実施内容

別添 2 のとおり。なお、実施場所及び実施日は変更になる場合がある。また、利用状況に応じて変更することができることとする。

7 利用者募集及び受付等

- (1) 会場は発注者で準備する。

- (2) 利用者募集は、市広報等で行う。
- (3) 利用申込等の受付手続きは発注者が行う。

8 支払方法

- (1) 委託料は原則、月ごとに支払うものとする。なお、年間にかかる費用については、事業完了後に支払うものとする。
- (2) 天候及び災害、事故等の理由により、実施当日に中止を決定した場合、または前日までに延期し振替しない場合は、当初の委託料から当該回数分にあたる経費を差引き支払うものとする。
- (3) 1回あたりの利用人数が各事業の想定している利用人数の半数程度以下の場合は事業を一定期間中止し、再度利用者の募集を行うこともある。その際の委託料は別途協議し、変更契約等を行う。
- (4) 委託料の前払いはしない。

9 実施にあたっての留意点

- (1) 昼食、入浴プログラムを実施する際は、受注者は利用者からその実費を徴収する。
- (2) 事業実施に必要な物品は受注者がそろえること。
- (3) プログラムの実施や参加者の状況等について、市高齢者支援係及び地域包括支援センターと情報共有を図ること。
- (4) 受注者は、必要に応じて参加者の送迎を行うものとする。